

ふるさと納税

～町外にお住まいのご親戚・ご友人に一声を～

◆ふるさと納税制度とは

生まれ育ったふるさとや応援したい自治体を自由に選んで贈る「寄附金」のことで、平成20年度から導入された制度です。

横瀬町では、この寄附金を個性豊かな活力あるまちづくりに活用させていたいただきたいと考えています。

横瀬町出身の方や本町を訪れたことがある方、興味を持っていらっしやる方は、「横瀬町を応援したい」という思いを「ふるさと納税」という形でお寄せください。

◆寄附金の使いみち

皆様からいただいた寄附金は、横瀬町の活性化のために使わせていただきます。

◆寄附金の額

おいくらでもお受けいたします。

◆申込方法

町指定の「寄附申込書」に必要事項を記入のうえ、ファックス、郵便、電子メールまたは郵送で役場まち経営課にご送付いただくか、直接、窓口にて提出してください。

「寄附申込書」は、まち経営課で取り扱っているほか、町ホームページからダウンロードできます。

◆寄附金の納入方法

次の方法がありますので、その中から一つを選び、寄附申込書の納入方法希望欄に記入してください。

- 1 町指定の納付書による、指定金融機関および収納代理金融機関（納付書の裏面に明記）での納入
- 2 銀行振込による納入（振込手数料についてはご負担願います）
- 3 役場への現金持参または現金書留での納入

◆税軽減の内容

平成20年1月1日以降に寄附した額のうち、5千円を超える額について一定の限度まで所得税と個人住民税から控除されます。

◆特典

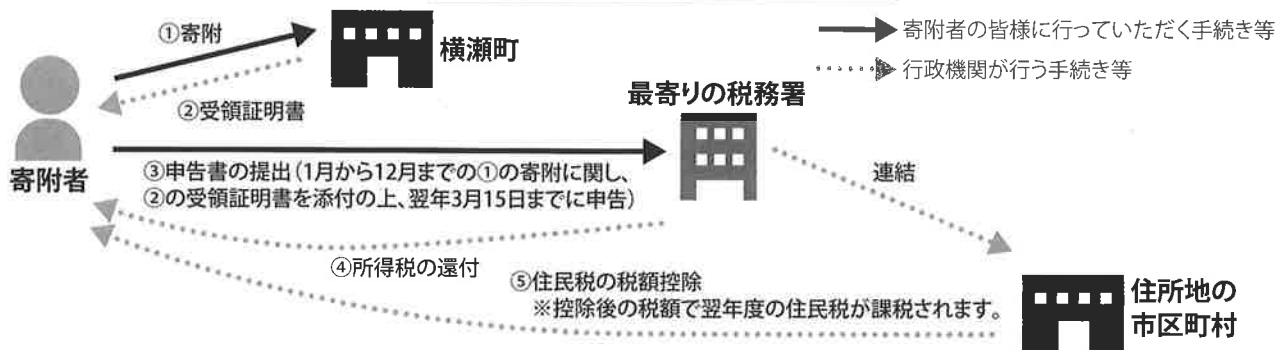
10,000円以上の寄附をしていただいた方を対象に、ふるさと物産品を贈呈いたします。

ふるさと物産品は、横瀬産のいちご、プラム、ぶどう、しいたけのうち1種類となります。

■ご注意ください

ふるさと納税にかかる寄附の強要や詐欺などには、十分ご注意ください。

横瀬町への寄附と税務申告の流れ



税軽減の例

給与収入700万円夫婦と子ども2人のケースの計算例（・所得税の限界税率10%・住民税所得割293,500円）



※寄附していただいた金額から5千円を控除した額が税金から軽減されます。（一定の額以上の寄附金額になると、5千円を控除した額すべてが税金の軽減とならない場合があります。）
※年間総寄附金額のうち、5千円が軽減対象外となります。（寄附先の数に関係ありません。）

◆問い合わせ 横瀬町役場 電子メール 〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 まち経営課 財政担当 TEL 0494-25-0112 FAX 0494-23-9349 machikei@town.yokoze.saitama.jp 町ホームページ http://www.town.yokoze.saitama.jp